

静岡都市計画準防火地域の変更（静岡市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準防火地域	約 770 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

公有水面埋立事業の実施による区域区分の都市計画変更に伴い、市街地における火災の危険を防除するため、準防火地域を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

清水港の中央部に位置する日の出地区は、公有水面埋立事業による埋立地であり、当該地における区域区分の都市計画変更に伴い、隣接する港湾関連用地と一体的に市街地における火災の危険を防除するため、準防火地域を本案のとおり変更する。

変 更 概 要

種 類	変 更 前	変 更 後	備 考
準防火地域	約 769 ha	約 770 ha	約 0.48ha 増

種 類	変 更 前	変 更 後	備 考
準防火地域	約 769.37 ha	約 769.85 ha	約 0.48ha 増
静岡市街地中心部	約 472.38 ha	約 472.38 ha	
清水市街地中心部	約 266.60 ha	約 267.08 ha	約 0.48ha 増
東静岡地区	約 21.99 ha	約 21.99 ha	
草薙地区	約 8.40 ha	約 8.40 ha	